

入 札 公 告 （建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 17 日

支出負担行為担当官

北海道開発局小樽開発建設部長 山本 清二

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 01

○開発小樽第 2 号

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 一般国道 5 号 仁木町 仁木農道
橋上部工事（電子入札及び電子契約対象案件）

(3) 工事場所 北海道余市郡仁木町

(4) 工事内容 工事延長：L = 240.00m（S P
= 79,600.00～S P = 79,840.00）、橋梁延長：
L = 155.4 m、橋梁形式：4 径間連続鋼合成
少数鈹桁橋、工場製作工：W ≒ 432 t、合成
床版：N = 1 式、橋架附属物工：N = 1 式、
架設工法：クレーン＋ベント架設（参考）

(5) 工期 契約締結日の翌日から令和 11 年 1 月

11日まで。

- (6) 使用する主要な資機材 鋼材
- (7) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (10) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確

保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、入札時VE方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

- (11) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
- (12) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (13) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資

料及び一次審査に関する資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者（以下「非選抜者」という。）による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

(14) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(15) 総価契約単価合意方式の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式としては、

(ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上

で、当該単価について合意する方式)

(イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。
ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

- (16) 本工事は、B I M／C I M適用工事（発注者指定型）である。
- (17) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- (18) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (19) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- (20) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
- (21) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

- (22) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
- (23) 本工事は、受注者の発案によるインフラ分野のA I 活用に資する取組を推進する「北海道インフラ分野のA I 活用」試行対象工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされてい

る者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成23年度以降に、次の要件を満たす工事の元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア 単体及び経常建設共同企業体の代表者については、平成23年度以降に完成した下記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること。

(ア) 道路橋 (A活荷重又はTL-20以上)

又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

(イ) 橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

(ウ) 最大支間長が25m以上であること。

ただし、上記(ア)から(ウ)は同一工事であること。

イ 経常建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成23年度以降に完成した上記ア(ア)から(イ)の全ての要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること。

ただし、上記ア(ア)から(イ)は同一工事であること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点

未満のものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、小樽開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

- (5) 本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別添図面及び別添仕様書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。現地での架設期間は、令和9年11月1日から令和11年1月11日までを予定する。

なお、受注者は、工事の継続性等について

支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ 平成23年度以降に、上記(4)アに掲げる要件を満たす橋梁架設工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体の代表者以外の構成員については、上記(4)イに掲げる要件を満たす橋梁架設工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率

が20%以上の場合のものに限る。) 。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局

(旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。)

が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定
点合計が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格
者証及び監理技術者講習修了証を有する者
であること。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の
時までの期間に、北海道開発局工事契約等指
名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け
北開局工第1号)に基づく指名停止を受けて
いないこと。

(8) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当
該受託者と資本関係若しくは人的関係がない
こと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係
又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
- (12) 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

ア 入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、3(2)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案された施工計画が最低限の要求
(標準案) を満たした施工計画であること。
と。

(ウ) 評価値が、標準点 (100 点) を予定価格で除した数値 (基準評価値) に対して
下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(2) 段階的選抜方式による総合評価の方法

ア 「標準点」を100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を62点とする。

イ 提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」 (100 点) を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、一次審査 0 ～25点、二次審査 0 ～35点の範囲で「加算点」を与える。

ウ 一次審査については、上記 2 の条件をすべて満たす者のうち、次の評価項目について

て評価基準に従って評価点を与え、審査評価点合計の上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を選抜する。

(ア) 本工事を施工するに当たって、特に留意・工夫すべき事項に係わる提案

(イ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

なお、(イ)については一次審査の評価点にのみ計上する項目であり、総合評価では評価項目に含まない。

エ 二次審査については、一次審査により選抜された者のうち、下記4(5)の期間内に以下の項目の施工計画を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。

二次審査の評価項目

(ア) 鋼橋上部工の品質向上を図ることを目的とした施工計画

(イ) 生産性向上に関する提案

オ 賃上げの実施を表明した企業等に2点の

「加算点」を与える。

カ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

キ 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒047－8555

北海道小樽市潮見台1丁目15番5号

北海道開発局小樽開発建設部契約課

上席専門官（入札手続担当）

電話0134－23－5176（ダイヤルイン）

電子メール

hkd-ot-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 12 月 25 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9 時 00 分から 18 時 00 分（最終日は入札書受付締切予定時刻である 11 時 00 分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 申請書及び資料の提出期間及び提出方法

令和 8 年 7 月 17 日 9 時 00 分から令和 8 年 8 月 17 日 14 時 00 分までに、原則として電子入札システムにより提出する。

(4) 一次審査結果の通知

本工事の一次審査に係る評価の結果は、令和 8 年 9 月 18 日に通知する。

(5) 二次審査に関する書面の提出期間及び提出方法

令和 8 年 9 月 18 日 9 時 00 分から令和 8 年 10 月 27 日 14 時 00 分までに、原則として電子入札システムにより提出する。

(6) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

令和 8 年 9 月 24 日から令和 8 年 12 月 25 日まで（利付国債の提供の場合は令和 8 年 12 月 11 日まで）〒047 - 8555 北海道小樽市潮見台 1 丁目 15 番 5 号 北海道開発局小樽開発建設部契約課長補佐 電話 0134 - 23 - 5129（内線 242 ）持参、書留郵便（提出期間内必。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和 8 年 12 月 25 日 11 時 00 分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

開札は、令和 9 年 1 月 7 日 9 時30分北海道
開発局小樽開発建設部入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本
語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日
本銀行小樽市内代理店）。ただし、利付国
債の提供（取扱官庁 北海道開発局小樽開
発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁
北海道開発局小樽開発建設部）をもって入
札保証金の納付に代えることができる。ま
た、入札保証保険契約の締結を行い、又は
契約保証の予約を受けた場合は、入札保証
金を免除する。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日
本銀行小樽市内代理店）。ただし、利付国
債の提供（取扱官庁 北海道開発局小樽開
発建設部）又は金融機関若しくは保証事業
会社の保証（取扱官庁 北海道開発局小樽

開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び非選抜者による入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の

範囲内の価格をもって入札した他の者のうち
評価値の最も高い者を落札者とするこ
とがある。

- (5) 契約締結後の V E 提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

- (6) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、工事实績情報システム（C O R I N S）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 手続における交渉の有無 無。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 工事説明会に代え、資料配付を行う。
- (12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (13) 技術提案の採否の通知については、令和 8 年12月 7 日に通知する。

なお、非選抜者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。

また、通知において、技術提案に基づく施

工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。
- (15) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記 4 (3)により申請書及び資料、上記 4 (5)により二次審査に関する書面を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 3 月 31 日付け北海道開発局長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店

がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局小樽開発建設部契約課(〒047-8555 北海道小樽市潮見台1丁目15番5号 電話0134-23-5176)においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

- (16) 受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。
- (17) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
- (18) 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Seiji, Director of Otaru Development and Constr-

uction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: Construction work of the Niki Bridge, National Highway Route 5, Niki Town, Hokkaido, Japan
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 2:00 p.m. 17 August 2026
- (5) Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding system: 2:00 p.m. 27 October 2026
- (6) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 11:00 a.m. 25 December 2026 (tenders brought with 11:00 a.m. 25 December 2026 or sub-

mitted by mail 11:00 a.m. 25 December
2026)

(7) Contact point for tender documentation:

NAKADE Eiichi, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Otaru Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1-15-5, Shiomidai, Otaru, Hokkaido 047-8555, Japan TEL 0134-23-5176